

○熊本県立高等学校の授業料等に関する条例

(昭和 23 年 6 月 17 日条例第 18 号)

改正 昭和 25 年 4 月 18 日条例第 14 号 昭和 26 年 2 月 16 日条例第 10 号 昭和 26 年 4 月 1 日条例第 29 号  
昭和 27 年 4 月 1 日条例第 17 号 昭和 27 年 12 月 24 日条例第 118 号 昭和 28 年 4 月 1 日条例第 9 号  
昭和 28 年 12 月 24 日条例第 66 号 昭和 29 年 3 月 29 日条例第 24 号 昭和 30 年 7 月 1 日条例第 21 号  
昭和 31 年 3 月 22 日条例第 12 号 昭和 31 年 12 月 24 日条例第 75 号 昭和 33 年 3 月 29 日条例第 14 号  
昭和 34 年 3 月 31 日条例第 10 号 昭和 39 年 7 月 7 日条例第 62 号 昭和 40 年 4 月 1 日条例第 17 号  
昭和 41 年 3 月 28 日条例第 7 号 昭和 42 年 3 月 23 日条例第 3 号 昭和 43 年 3 月 27 日条例第 23 号  
昭和 44 年 3 月 29 日条例第 10 号 昭和 44 年 12 月 23 日条例第 57 号 昭和 47 年 3 月 28 日条例第 7 号  
昭和 51 年 3 月 30 日条例第 16 号 昭和 52 年 3 月 30 日条例第 8 号 昭和 53 年 3 月 31 日条例第 2 号  
昭和 54 年 3 月 13 日条例第 6 号 昭和 54 年 12 月 21 日条例第 48 号 昭和 55 年 3 月 31 日条例第 20 号  
昭和 56 年 3 月 30 日条例第 5 号 昭和 57 年 3 月 29 日条例第 4 号 昭和 58 年 3 月 18 日条例第 2 号  
昭和 59 年 3 月 29 日条例第 5 号 昭和 60 年 3 月 22 日条例第 12 号 昭和 61 年 3 月 27 日条例第 7 号  
昭和 62 年 3 月 16 日条例第 6 号 昭和 62 年 9 月 30 日条例第 26 号 昭和 63 年 3 月 5 日条例第 1 号  
平成元年 3 月 25 日条例第 13 号 平成 2 年 3 月 30 日条例第 22 号 平成 3 年 3 月 14 日条例第 11 号  
平成 3 年 7 月 5 日条例第 43 号 平成 3 年 10 月 1 日条例第 45 号 平成 4 年 3 月 22 日条例第 50 号  
平成 5 年 3 月 26 日条例第 10 号 平成 5 年 9 月 29 日条例第 52 号 平成 6 年 3 月 29 日条例第 12 号  
平成 7 年 3 月 16 日条例第 14 号 平成 7 年 10 月 2 日条例第 54 号 平成 9 年 3 月 25 日条例第 7 号  
平成 9 年 9 月 30 日条例第 40 号 平成 10 年 3 月 25 日条例第 22 号 平成 11 年 3 月 16 日条例第 7 号  
平成 11 年 10 月 8 日条例第 50 号 平成 12 年 3 月 23 日条例第 9 号 平成 13 年 3 月 23 日条例第 8 号  
平成 15 年 3 月 14 日条例第 6 号 平成 16 年 3 月 8 日条例第 29 号 平成 17 年 3 月 24 日条例第 5 号  
平成 18 年 3 月 23 日条例第 15 号 平成 19 年 3 月 16 日条例第 28 号 平成 19 年 12 月 21 日条例第 82 号  
平成 22 年 3 月 31 日条例第 29 号 平成 22 年 6 月 25 日条例第 41 号 平成 26 年 3 月 24 日条例第 32 号

昭和 22 年 6 月文部省令第 15 号公立学校における授業料、その他の費用に関する件に基づき、〔県立学校の授業料等徴収条例〕を次のように定める。熊本県立高等学校の授業料等に関する条例

第 1 条 この条例は、県立高等学校の授業料等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 県立高等学校の授業料は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校(全日制) 1 人につき年額 118,800 円
- (2) 高等学校(定時制) 1 単位につき 1,740 円
- (3) 高等学校(通信制) 1 単位につき 336 円
- (4) 高等学校専攻科 1 人につき年額 118,800 円

2 前項第 1 号及び第 4 号に掲げる授業料にあつては当該授業料の年額を 12 で除して得た額を、同項第 2 号に掲げる授業料にあつては当該授業料の額を履修期間の月数で除し

て得た額を、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める納付期限までに納付しなければならない。ただし、本人の希望により前納することができる。

区分	4月分	5月から翌年1月までの各月分	2月分	3月分
納付期限	5月25日	各月25日	2月25日(最終学年にあつては2月10日)	3月25日(最終学年にあつては2月10日)

- 3 第1項第3号に掲げる授業料は、受講申込みの際、納付しなければならない。
- 4 県立高等学校の生徒（通信制の課程の生徒を除く。）が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の規定による認定の申請又は同法第17条の規定による届出をした場合は、知事は、第2項の規定にかかわらず、当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分の授業料の納付を猶予することができる。
- 5 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金を受領したときは、同法第7条の規定により当該就学支援金を当該就学支援金の支給を受ける生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

第3条 病気その他正当な事由により欠席したときも、学籍にある間は授業料を徴収する。ただし、休学が月の初日から末日までの期間の全日数にわたる場合には、その月分の授業料を免除する。

第4条 県立高等学校において聴講を許可された者の聴講料は、1人1単位に相当する時間につき2,500円とし、聴講の許可のあった日から10日以内に納付しなければならない。

第5条 知事は、特別の事情があると認めるときは、この条例の規定により徴収する授業料その他の費用の全部又は一部を免除することができる。

#### 附 則

この条例は、昭和23年4月1日からこれを施行する。

昭和22年11月6日熊本県条例第34号県立学校諸証明手数料徴収条例はこれを廃止する。

#### 附 則(昭和25年4月18日条例第14号)

この条例は、昭和25年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和26年2月16日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和26年1月1日から適用する。

#### 附 則(昭和26年4月1日条例第29号)

この条例は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則(昭和27年4月1日条例第17号)

この条例は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則(昭和27年12月24日条例第118号)

この条例は、昭和28年1月1日から施行する。

附 則(昭和28年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年12月24日条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和29年3月29日条例第24号)

この条例は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則(昭和30年7月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年7月1日から適用する。

附 則(昭和31年3月22日条例第12号)

この条例は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年12月24日条例第75号)

この条例は、昭和32年2月1日から施行する。

附 則(昭和33年3月29日条例第14号)

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和34年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年7月7日条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年4月1日条例第17号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月28日条例第7号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年3月23日条例第3号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月27日条例第23号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月29日条例第10号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年12月23日条例第57号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月28日条例第7号)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に在学する者(盲・聾(ろう)・養護学校高等部(別科を除く。)に在学する者を除く。)に係る授業料の額は、改正後の県立学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第1号、第2条第1項及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和51年3月30日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。  
(授業料に関する経過措置)
- 2 改正後の県立学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第1号に規定する授業料の額は、昭和53年度分の授業料から適用し、昭和51年度分の授業料に対する同号の適用については同号中「38,400円」とあるのは「26,400円」とし、昭和52年度分の授業料に対する同号の適用については同号中「38,400円」とあるのは「32,400円」とする。
- 3 この条例の施行の際現に大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の県立学校の授業料等徴収条例第2条第1項及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学する大学の学生に係る授業料の額は、当該学生の属する年次に在学する者に係る額と同額とする。

附 則(昭和52年3月30日条例第8号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

(授業料に関する経過措置)

- 2 改正後の県立学校の授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第 1 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する授業料の額は、昭和 55 年度分の授業料から適用し、昭和 53 年度分の授業料に対する同号の適用については同号中「57,600 円」とあるのは「44,400 円」とし、昭和 54 年度分の授業料に対する同号の適用については同号中「57,600 円」とあるのは「51,600 円」とする。
- 3 改正後の条例第 1 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する授業料の額は、昭和 56 年度分の授業料から適用し、昭和 53 年度分の授業料に対する同号の適用については同号中「16,200 円」とあるのは「6,000 円」とし、昭和 54 年度分の授業料に対する同号の適用については同号中「16,200 円」とあるのは「9,600 円」とし、昭和 55 年度分の授業料に対する同号の適用については同号中「16,200 円」とあるのは「13,200 円」とする。
- 4 この条例の施行の際現に大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の条例第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日以後において、大学に転学、編入学又は再入学する学生に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和 54 年 3 月 13 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 12 月 21 日条例第 48 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 31 日条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 55 年 3 月 31 日に大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の県立学校の授業料等徴収条例第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和 55 年 4 月 1 日以後において、大学に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和 56 年 3 月 30 日条例第 5 号)

- 1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の県立学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第1号及び第2号の規定は、昭和57年度分以後の授業料について適用し、昭和56年度分の授業料に関する同項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「67,200円」とあるのは「62,400円」と、同項第2号中「18,600円」とあるのは「17,400円」とする。

附 則(昭和57年3月29日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和57年3月31日に大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の県立学校の授業料等徴収条例第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和57年4月1日以後において、大学に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和58年3月18日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和58年度分の授業料に関する改正後の県立学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「74,400円」とあるのは「69,600円」と、同項第2号中「20,400円」とあるのは「19,200円」とし、昭和59年度分の授業料に関する同項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「74,400円」とあるのは「72,000円」と、同項第2号中「20,400円」とあるのは「19,800円」とする。

附 則(昭和59年3月29日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和59年3月31日に大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の県立学校の授業料等徴収条例第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和59年4月1日以後において、大学に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和60年3月22日条例第12号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月27日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和61年度分の授業料に関する改正後の県立学校の授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の2第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「82,800円」とあるのは「78,000円」と、同項第2号中「22,800円」とあるのは「21,600円」とし、昭和62年度分の授業料に関する同項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「82,800円」とあるのは「80,400円」と、同項第2号中「22,800円」とあるのは「22,200円」とする。
- 3 改正後の条例第8条の規定は、昭和61年4月1日以後に卒業証明書、修了証明書、在学証明書、成績証明書及び単位修得証明書(以下「卒業証明書等」という。)の発行を申請する者から徴収する手数料について適用し、同日前に卒業証明書等の発行を申請した者から徴収する手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月16日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和62年3月31日に大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の県立学校の授業料等徴収条例第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和62年4月1日以後において、大学に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和62年9月30日条例第26号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和62年度の入学者に係る入学金の額は、改正後の県立学校の授業料等徴収条例第6条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和63年3月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月25日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成元年度分の授業料に関する改正後の県立学校の授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の2第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「88,800円」とあるのは「85,200円」と、同項第2号中「24,000円」とあるのは「22,800円」とし、平成2年度分の授業料に関する同項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「88,800円」とあるのは「87,600円」と、同項第2号中「24,000円」とあるのは「22,800円」とする。
- 3 平成元年3月31日に大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の条例第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成元年4月1日以後において、大学に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 5 平成元年度に大学に入学する者のうち平成元年4月1日以後に入学を許可された者に係る改正後の条例第6条及び第7条第4号の規定の適用については、改正後の条例第6条第1号中「61,800円」とあるのは「55,620円」と、同条第2号中「20,600円」とあるのは「18,540円」と、改正後の条例第7条第4号中「151,070円」とあるのは「135,960円」と、「302,140円」とあるのは「271,920円」とする。
- 6 平成元年度に高等学校に入学する者に係る改正後の条例第7条第1号の規定の適用については、その者の当該高等学校に入学する意思の確認が平成元年3月31日以前に当該学校において行われた場合に限り、同号中「3,700円」とあるのは、「3,600円」とする。

附 則(平成2年3月30日条例第22号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月14日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成3年3月31日に大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の条例第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成3年4月1日以後において、大学に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成3年7月5日条例第43号)

- 1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。



- 2 改正後の県立学校の授業料等徴収条例第7条第1号の規定は、平成3年10月1日以後の入学者に係る入学金から適用し、同日前の入学者に係る入学金については、なお従前の例による。

附 則(平成3年10月1日条例第45号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成3年度に大学に入学する者のうち平成3年10月1日以後に入学を許可された者に係る改正後の県立学校の授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1号及び第2号並びに第7条第4号の規定の適用については、改正後の条例第6条第1号中「69,000円」とあるのは「60,000円」と、同条第2号中「23,000円」とあるのは「20,000円」と、改正後の条例第7条第4号ア中「169,000円」とあるのは「146,670円」と、同号イ中「338,000円」とあるのは「293,340円」とする。

附 則(平成4年3月22日条例第50号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度分の授業料に関する改正後の県立学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「98,400円」とあるのは「92,400円」と、同項第2号中「26,400円」とあるのは「25,200円」と、同項第3号中「1,320円」とあるのは「1,260円」とし、平成5年度分の授業料に関する同項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「98,400円」とあるのは「96,000円」と、同項第2号中「26,400円」とあるのは「25,800円」と、同項第3号中「1,320円」とあるのは「1,290円」とする。

附 則(平成5年3月26日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定(聴講生に係る部分、同条第3号の改正規定及び同条に1号を加える改正規定に限る。)及び第6条の改正規定(「大学」の下に「の学部」を加える部分及び同条に1項を加える改正規定に限る。)は規則で定める日から、第4条の改正規定(科目等履修生に係る部分に限る。)及び第6条の改正規定(「大学」の下に「の学部」を加える部分、同条第1号及び第3号の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定を除く。)は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成5年3月31日に大学に在学する者に係る授業料、研究料、聴講料及び特別聴講料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項並びに第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日以後において、大学に転入学し、編入学し、又は再入学する者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成5年9月29日条例第52号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成5年度の入学者に係る入学金の額は、改正後の第6条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月29日条例第12号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月16日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成7年度分の授業料に関する改正後の第1条の2第1項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「104,400円」とあるのは「100,800円」と、同項第2号中「27,600円」とあるのは「26,400円」と、同項第3号中「1,380円」とあるのは「1,320円」とし、平成8年度分の授業料に関する同項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「104,400円」とあるのは「103,200円」と、同項第2号中「27,600円」とあるのは「26,400円」と、同項第3号中「1,380円」とあるのは「1,320円」とする。
- 3 この条例の施行の際現に大学に在学する者に係る授業料、研究料、科目等履修料及び特別聴講料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項並びに第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日以後において、大学に転入学し、編入学し、又は再入学する者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成7年10月2日条例第54号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成7年度の入学者に係る入学金の額は、改正後の第6条第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に大学に在学する者に係る授業料、研究料、科目等履修料及び特別聴講料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項並びに第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、大学に転入学し、編入学し、又は再入学する者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成9年9月30日条例第40号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成9年度に入学する研究生及び科目等履修生に係る入学金の額は、改正後の第6条第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月25日条例第22号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度分の授業料に関する改正後の第1条の2第1項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「108,000円」とあるのは「105,600円」と、同項第2号中「28,800円」とあるのは「27,600円」と、同項第3号中「1,440円」とあるのは「1,380円」とし、平成11年度分の授業料に関する同項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「108,000円」とあるのは「106,800円」と、同項第2号中「28,800円」とあるのは「27,600円」と、同項第3号中「1,440円」とあるのは「1,380円」とする。

附 則(平成11年3月16日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に大学に在学する者に係る授業料、研究料、科目等履修料及び特別聴講料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項並びに第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、大学に転入学し、編入学し、又は再入学する者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成 11 年 10 月 8 日条例第 50 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成 11 年度に入学する研究生及び科目等履修生に係る入学金の額は、改正後の第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 9 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 36 この条例の施行の日前にされた県立学校による卒業証明書、修了証明書、在学証明書、成績証明書(調査書を含む。)及び単位修得証明書に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 23 日条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成 13 年度分の授業料に関する改正後の第 1 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「111,600 円」とあるのは「109,200 円」と、同項第 2 号中「30,000 円」とあるのは「28,800 円」と、同項第 3 号中「1,500 円」とあるのは「1,440 円」とし、平成 14 年度分の授業料に関する同項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「111,600 円」とあるのは「110,400 円」と、同項第 2 号中「30,000 円」とあるのは「28,800 円」と、同項第 3 号中「1,500 円」とあるのは「1,440 円」とする。
  - 3 平成 11 年 3 月 31 日に大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - 4 この条例の施行の日以後において、大学に転入学し、編入学し、又は再入学する者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成 15 年 3 月 14 日条例第 6 号)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 3 月 31 日から引き続き大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 3 月 8 日条例第 29 号)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成16年度分の授業料に関する改正後の第1条の2第1項第1号から第5号までの規定の適用については、同項第1号中「115,200円」とあるのは「112,800円」と、同項第2号中「31,200円」とあるのは「30,000円」と、同項第3号中「1,680円」とあるのは「1,620円」と、同項第4号中「280円」とあるのは「230円」と、同項第5号中「115,200円」とあるのは「112,800円」とし、平成17年度分の授業料に関する同項第1号から第5号までの規定の適用については、同項第1号中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、同項第2号中「31,200円」とあるのは「30,000円」と、同項第3号中「1,680円」とあるのは「1,620円」と、同項第4号中「280円」とあるのは「250円」と、同項第5号中「115,200円」とあるのは「114,000円」とする。

附 則(平成17年3月24日条例第5号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成11年4月1日前から引き続き大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月23日条例第15号)

この条例は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

附 則(平成19年3月16日条例第28号)

改正 平成19年12月21日条例第82号

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度分の授業料に関する改正後の第2条第1項第1号から第5号までの規定の適用については、同項第1号中「118,800円」とあるのは「116,400円」と、同項第2号中「32,400円」とあるのは「31,200円」と、同項第3号中「1,750円」とあるのは「1,680円」と、同項第4号中「340円」とあるのは「300円」と、同項第5号中「118,800円」とあるのは「116,400円」とし、平成20年度分の授業料に関する県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成19年熊本県条例第82号)の規定による改正後の第2条第1項第1号から第4号までの規定の適用については、同項第1号中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、同項第2号中「1,750円」とあるのは「1,680円」と、同項第3号中「340円」とあるのは「320円」と、同項第4号中「118,800円」とあるのは「117,600円」とする。

附 則(平成19年12月21日条例第82号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校定時制の課程に在学し、平成 19 年度において改正前の第 2 条第 1 項第 2 号の適用を受けていた者のうち、知事が認めたものについては、その者が入学した日の属する年度から起算して 4 年を経過する年度までの間は、改正後の第 2 条及び県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成 19 年熊本県条例第 28 号)附則第 2 項の規定にかかわらず、その者の授業料の額は年額 32,400 円(平成 20 年度分にあつては年額 31,200 円)とし、その納付方法については、改正前の第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる授業料の納付方法の例による。

(県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成 19 年熊本県条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 22 年 3 月 31 日条例第 29 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 25 日条例第 41 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の県立学校の授業料等徴収条例第 2 条の規定により徴収した平成 22 年度分の授業料は、改正後の第 2 条の規定により徴収したものとみなす。

3 改正後の第 2 条第 1 項の規定は、平成 22 年度分の授業料から適用し、平成 21 年度分以前の授業料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 32 号)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前から引き続き県立高等学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。